

申込みから引渡しまで（抽選）

販売物件の選択

- ◆ 申込み前に、現地をご確認ください。

《申込みに必要なもの》

- 抽選参加申込書
- 身分証明書（本籍地の市町村で発行されたもの）
- 住民票抄本（本籍記載のもの）
- 印鑑

抽選申込み

【申込み期間】 令和8年8月24日（月）から令和8年8月29日（土）まで
（午前8時30分から午後5時15分まで）

【申込場所】 東前地区開発事務所

（水戸市埋蔵文化財センター2階）

【抽選日時】 令和8年8月30日（日） 午前10時より

場所：東前地区開発事務所（水戸市埋蔵文化財センター2階）

当選者の決定

- ★ 同一の保留地に申込者が2名以上になった場合、公開抽選により、「当選者1名」「補欠者1名」を決定します。
- ★ 抽選の参加者が1名であるときは、その方を当選者とします。

保留地売却決定
通知書の送付

- ◆ 当選した方に通知書を送付します。
- ◆ 決定通知書に記載された期日までに土地売買契約を行います。

土地売買契約の
締結

- ◆ 契約締結と同時に契約代金の1割以上を契約保証金として納付してください。

《契約に必要なもの》

- 実印
- 印鑑証明書
- 契約保証金
- 収入印紙

売買代金の納付

- ◆ 契約締結の日から100日以内に水戸市が発行する納入通知書により、代金をお支払いください。
- ◆ 指定期日までに納付されないと、契約解除になり、既納の契約保証金は返還しませんので、ご注意ください。

保留地の引渡し

- ◆ 土地代金の完納後、「土地引渡し通知書」を交付します。引渡しを受けた後でなければ、その土地を使用することはできません。